

2025年（令和7年）度 給付型奨学生 募集要項

1. 応募資格

下記のいずれにも該当すると認められる者とします。

- (1) 品行方正、健康で学業成績が優秀であること
- (2) 学資が豊かでないこと
- (3) 長野県内の大学院、大学および高等専門学校に通う機械工学、電気工学等の理工系学生
又は長野県外の大学院および大学に通う長野県内の高等学校を卒業した機械工学、電気工学等の理工系学生
- (4) 出願する年の4月現在において、大学院1年生、大学3年生、高等専門学校4年生に在籍する者
- (5) 学校の推薦が受けられる者
- (6) 奨学生に採用された場合、2025年（令和7年）8月12日（火）に実施する2025年度（令和7年度）の「採用通知授与式」に出席できる者
(当該日に出席できることを確認のうえ、応募して下さい。真にやむを得ない突発的な事情（家庭のご不幸、感染症の感染等）を除き、欠席の場合は資格を取り消す場合があります。インターンシップ等は、正当な理由に該当しません。)

2. 奨学金額

月額30,000円／人（年額360,000円／人）

※本財団からの奨学金は、返済の必要はありません。

3. 採用予定数

20名程度

4. 支給期間

2025年（令和7年）4月から2年間

5. 奨学金の支給方法

- (1) 初年度7月に4ヵ月分まとめて120,000円を給付いたします。
以降、偶数月に2ヵ月分まとめて60,000円を給付いたします。
- (2) 支給月の月初めに金融機関に設けた奨学生の預金口座に振り込みます。

6. 応募方法

奨学生志望者は、次に掲げる書類を本財団に提出して下さい。

- (1) 奨学生願書（本財団指定用紙、写真添付のこと）
- (2) 大学学長又は大学教授・高等専門学校教授の推薦書（本財団指定用紙）
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書（大学院1年生については、大学最終学年の成績証明書）
- (5) 父母の源泉徴収票、所得証明書、納税証明書のうちいずれか各1点（収入がゼロの場合は提出不要）
※父母がいない場合は、代わって主に家計を支えている者の収入額または、納税額を証明する書類
- (6) 個人情報の取り扱いに関する同意書（本財団指定用紙）
- (7) 作文（本財団指定用紙）

前回応募時の可否に関係なく、再度応募される方は、再応募者課題となります。

初回応募者課題・・・「私の将来の夢について」

再応募者課題・・・「私の研究活動の社会的意義について」

※作文は必ず指定の原稿用紙2枚（800字以内厳守）にまとめて下さい。

- (8) 高等学校の卒業証明書（ただし、長野県外の大学院及び大学に通う学生のみ）
- (9) 奨学金受給申込書類 確認票

※指定用紙は、当ホームページの「申請及び提出書類」の「1.申請書類」よりダウンロードして下さい。

※応募用紙に不備がないことを確認のうえ、提出して下さい。

（必要書類の未提出、書類の不備は、選考対象になりませんのでご注意ください。）

7. 書類提出期間

2025年（令和7年）4月1日（火）～2025年（令和7年）5月23日（金）

※5月23日（金）の消印のあるものまで受け付けます。

送付先 〒383-8555 長野県中野市吉田1081

公益財団法人 COSINA 奨学会 事務局

8. 結果の通知について

結果は、本人及び学校に通知します。

※奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会を経て理事会で行います。

※選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務について

- (1) 毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を代表理事あてに提出して下さい。
- (2) 原則として給付期間中に開催する活動報告会に参加して下さい。
- (3) 奨学生が以下に該当するときは、直ちに代表理事あてに届け出をして下さい。

ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出をするものとします。

- イ 留学、休学、転学若しくは退学したとき又は長期にわたって欠席しようとするとき
- ロ 停学、その他の処分を受けたとき
- ハ 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

10. 奨学金の支給の一時停止および廃止について

次のいずれかに該当する場合は、該当する事項の程度に応じて、奨学金の支給の一時停止または打ち切ることがあります。なお、虚偽の報告や届け出の長期遅延等相当程度に不適切な事実が発覚した場合は、奨学金の返還を求めることもあります。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 退学、転学等により在学する学校において学籍を失ったとき
- (3) 疾病、不慮の事故、災害などのため卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (5) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (6) 停学その他の処分を受けたとき
- (7) 奨学金応募書類に虚偽の記載が発覚したとき
- (8) 前項の奨学生の義務を果たさなかったとき
- (9) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

- (1) 他の奨学金（給付型・貸与型を問いません）との併願・併用は可能です。
- (2) 「1.応募資格」に該当するものは、再応募することは可能ですが、幅広く学生への奨学支援をする観点から、これまでに当財団の奨学生として採用された者以外の応募者を優先する場合があります。
- (3) 同一世帯の兄弟姉妹の複数の応募の場合も応募は可能ですが、前項と同様の観点から、同一世帯の複数の採用よりも、他の学生の採用を優先する場合があります。
- (4) 提出された応募書類（不備の応募書類も含む）の返却は致しません。